



協会けんぽいばらき

職場の皆様で回覧をお願いします。



協会けんぽとSDGs



協会けんぽは日本最大の医療保険者として、また被用者保険の最後の受け皿として、加入者の皆様が無永く安心して良質な医療を受けられるよう、持続可能性の観点を踏まえた安定的・効率的な運営を行うとともに、加入者の皆様の健康増進に取り組んでいます。

※SDGs（持続可能な開発目標）とは、国連で採択された17の目標により構成される2030年での国際目標です。



事業所と協会けんぽが連携して
職場の健康づくりに取り組んでいます



事業主の皆様は職場の健康づくりに取り組むことを宣言いただき、事業所と協会けんぽが連携して職場の健康課題の解決に取り組む「健康宣言」を推進しています。

茨城支部では2,179事業所に宣言をいただいております。（令和7年8月末時点）

宣言いただいた事業所には、事業所の健康状態を確認できる「事業所健康度診断カルテ」の提供や、「健康測定機器レンタル」「出前健康セミナー開催」など、無料特典をご用意しております。



加入者の皆様の健康増進を図るため、
健診・健康サポート（特定保健指導）・
重症化予防に取り組んでいます



加入者の皆様に無永く健康を維持していただくため、生活習慣病の発症予防や重症化予防を目的とした生活習慣病予防健診、特定健診、健康サポート（特定保健指導）、早期受診勧奨に取り組んでいます。

大切な人、大切な自分を守るために
10月はピンクリボン月間です



女性の9人に1人が乳がん!

日本では、乳がんは女性のがんの中で最も多く、毎年9万人以上が新たに乳がん罹患しています。

人口あたりの罹患率は79.2例（男性1.1例、女性153.2例）（人口10万対）

人口あたりの死亡率は13.0人（男性0.2例、女性25.1例）（人口10万対）

乳がんは、**早期発見・早期受診**すれば**10年**生存率が高くなっています。定期的な検診とセルフチェックを行い、早期発見に努めましょう。

診断される数(2021年)

99,449例(男性667例、女性98,782例)

死亡数(2023年)

15,763人(男性134人、女性15,629人)

5年相対生存率(2009~2011年)

92.3%(女性のみ)

参考：国立がん研究センター「がん情報サービス」
（全国がん登録）

最新がん統計：

https://ganjoho.jp/reg_stat/statistics/stat/summary.html

マイナ保険証をお持ちでない方へ資格確認書を送付しています

令和7年12月2日より現在お持ちの健康保険証は使用することができなくなります。マイナ保険証をお持ちの方はマイナ保険証を利用して医療機関等を受診していただけますが、**マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際には資格確認書が必要です。**

協会けんぽ茨城支部では、令和7年10月より順次、従業員様のご自宅に送付しています。

また、送付対象者がいらっしゃる事業所様には「**対象者一覧表**」を事前に送付しております。

資格確認書がお手元に届いた時点で健康保険の資格を喪失されてる方については、同封する返信用封筒でご返却いただくこととしています。

従業員様の住所に送付した資格確認書があてどころ不明等により茨城支部へ返送された場合、返送された方の資格確認書を事業所様へ送付します。お手数をおかけしますが、従業員様へ配布いただきますようお願いいたします。

交通事故などで健康保険を使うときは 「第三者行為による傷病届」をご提出ください

業務外の事由による交通事故など、他人（第三者）の行為によって病気やけがをしたときに健康保険を使って治療を受ける場合は、「**第三者行為による傷病届**」一式の提出が必要となります。

第三者の行為による負傷とは？

交通事故



暴力によるケガ



他人の飼い犬に噛まれたなど



「第三者行為による傷病届」

提出書類

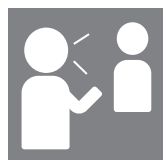
- ▶ 第三者行為による傷病届
- ▶ 負傷原因報告書
- ▶ 同意書
- ▶ 示談書の写し ※ 示談が成立している場合のみ



交通事故の場合、加えて提出する書類

- ▶ 事故発生状況報告書
- ▶ 交通事故証明書
- ▶ 人身事故証明書入手不能理由書
- ※ 警察への届出を物損(物件)事故として処理している場合など

第三者行為によって負傷し、健康保険で治療を受ける場合、本来、加害者側が支払うべき治療費などを協会けんぽが立て替えて支払うことになるため、後日、協会けんぽが相手方に請求することになります。このため、「第三者行為による傷病届」一式のご提出をお願いします。



示談は慎重に！

健康保険で治療中に示談が成立した場合、損害賠償請求権を放棄したことになります。**健康保険で治療を受けることができなくなる可能性があります。**示談をするときは、**事前に**協会けんぽ茨城支部までご相談ください。



業務上や通勤途上でのケガは健康保険が使えません！

業務上や通勤途上でケガをした場合は、労災保険の対象となります。すみやかに勤務先に連絡の上、労働基準監督署へ届け出てください。

